

様式 2-1 の注 3 に係る法人納税証明書の補足資料

納税証明書 (※1)	安芸太田町内に 事務所等がある 場合	発行から3箇月以内のもの（写し可） 【国税(※2)】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3 の3） 【広島県税(※2)】法人県民税、法人事業税 【安芸太田町税(※3)】未納がないことの証明書
	安芸太田町の支 店等に委任する 者	発行から3箇月以内のもの（写し可） 本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税(※2)】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の 3） 【都道府県税(※2)】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税 （都税のみ） 【村町村税(※2)】法人村町村民税、固定資産税 【安芸太田町税(※3)】未納がないことの証明書
	安芸太田町外の 事務所の場合	発行から3箇月以内のもの（写し可） 本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税(※2)】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の 3） 【都道府県税(※2)】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税 （都税のみ） 【村町村税(※2)】法人村町村民税、固定資産税

※1 納期限未到来及び延納証明がある者を除き、原則として完納したことの証明書を添付すること。

※2 決算の関係で令和5年度分が発行されない税目については、直近1年分のものとする。各税について、課税されて
いない場合も、非課税の証明書又は未納がないことの証明書を提出すること。固定資産税について、東京都23区内
の場合に限り都税の証明書を提出すること。これ以外の場合については村町村税の証明書を提出すること。

※3 安芸太田町の指定する「町税証明交付申請書」に必要事項を記入し、安芸太田町税務課に申請の上、証明書を用意
すること。